

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第78期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	丸八証券株式会社
【英訳名】	Maruhachi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 里野 泰則
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 山内 英明
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 山内 英明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (受入手数料) (百万円)	2,835 (2,161)	2,441 (1,285)	2,815 (1,483)	2,898 (1,106)	2,421 (1,217)
純営業収益 (百万円)	2,817	2,433	2,804	2,881	2,384
経常利益 (百万円)	254	82	444	548	228
当期純利益 (百万円)	204	71	375	406	163
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751
発行済株式総数 (千株)	40,429	40,429	40,429	4,042	4,042
純資産額 (百万円)	6,602	6,591	6,869	7,064	6,752
総資産額 (百万円)	8,386	8,335	8,815	8,722	8,698
1株当たり純資産額 (円)	1,654.33	1,651.47	1,721.17	1,769.94	1,691.73
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	2.00 (-)	2.00 (-)	4.00 (-)	50.00 (-)	30.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	51.18	17.91	94.06	101.72	40.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.7	79.1	77.9	81.0	77.6
自己資本利益率 (%)	3.1	1.1	5.6	5.8	2.4
株価収益率 (倍)	26.18	77.05	13.50	9.86	19.56
配当性向 (%)	39.1	111.7	42.5	49.2	73.3
純資産配当率 (%)	1.2	1.2	2.4	2.9	1.7
自己資本規制比率 (%)	745.7	918.7	820.3	828.7	742.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,279	805	220	1,348	305
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	86	82	343	25	792
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	539	179	79	159	199
現金および現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,139	3,847	3,204	4,368	3,682
従業員数 (名)	173	159	158	146	149
株主総利回り (%) (比較指標：東証業種別株 価指数) (%)	64.5 (73.7)	67.3 (86.5)	64.0 (87.7)	53.7 (65.9)	45.5 (58.4)
最高株価 (円)	225	174	164	1,329 (142)	1,046
最低株価 (円)	126	90	114	850 (115)	694

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記の比率は以下の算式により算出しております。
- ・自己資本比率 =
$$\frac{\text{純資産合計(資本合計)}}{\text{負債} + \text{純資産合計(資本合計)}} \times 100(\%)$$
- ・自己資本利益率 =
$$\frac{\text{当期純利益}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
- ・純資産配当率 =
$$\frac{\text{配当金総額}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
- ・自己資本規制比率は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第77期の期首から適用しており、第76期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
7. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たりの当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および株主総利回りを算定しております。
8. 比較指標である東証業種別株価指数は証券・商品先物取引業の指数を使用しております。
9. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
10. 当社は、2018年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第77期の株価については株式併合後の最高株価および最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価および最低株価を記載しております。
11. 第77期の1株当たり配当額50円には、設立75周年記念配当10円を含んでおります。

2【沿革】

年月日	概要
1944年3月30日	企業整備法に基づき赤座株式会社（1936年2月設立）を改組し、丸八証券株式会社（資本金30万円）を設立
1948年9月16日	証券取引法に基づく証券業者として登録
1949年4月1日	名古屋証券取引所設立に伴い、正会員となる
1964年11月11日	資本金を5,000万円に増資
1966年5月2日	旧一色証券より営業権の譲受け
1966年10月1日	旧都築証券より営業権の譲受け
1967年8月1日	旧幡豆証券より営業権の譲受け
1968年4月1日	免許制に移行 証券取引法に基づく第1号、2号、4号免許取得
1974年3月6日	本社社屋新築
1980年10月1日	資本金を1億円に増資
1982年11月29日	累積投資業務に係る代理業務の兼業承認を受ける
1984年10月1日	資本金を2億円に増資
1984年10月2日	証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払いの代理業務の兼業承認を受ける
1986年10月1日	資本金を4億円に増資
1987年3月6日	証券取引法に基づく第3号免許を取得
1987年4月1日	大阪証券取引所正会員となる（遠隔地会員）
1987年10月3日	東京証券取引所における国債証券等に係る先物取引の取引資格を取得
1988年4月1日	資本金を10億円に増資
1988年5月23日	東京証券取引所正会員となる
1988年10月31日	抵当証券の販売の媒介および保管業務の兼業承認を受ける
1989年4月25日	金融先物取引所正会員となる
1989年6月28日	金融先物取引業の兼業承認を受ける
1990年4月1日	資本金を23億円に増資
1992年5月1日	金融先物取引業廃止
1992年6月30日	東京金融先物取引所会員退会
1998年12月1日	証券取引法の改正による証券業の登録をする
2000年6月26日	大阪証券取引所正会員となる
2002年6月28日	資本金を30億円に増資
2004年11月22日	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年3月8日	転換社債の株式転換により、資本金32億39百万円となる
2005年5月10日	転換社債の株式転換により、資本金32億51百万円となる
2007年9月30日	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける
2008年11月1日	エース証券株式会社と業務提携契約を締結
2009年12月27日	吸収分割により通信取引事業を分離
2010年2月8日	本社を名古屋市中区栄から名古屋市中区新栄町に移転
2010年4月1日	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場
2011年3月31日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金36億76百万円となる エース証券株式会社の子会社となる
2013年5月24日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金37億51百万円となる
2013年7月16日	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2020年3月31日	店舗数は本支店7カ店

3【事業の内容】

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を主な事業の内容とし、顧客に対して資産運用の幅広いサービスを提供しております。

主要業務としては、次の業務を営んでおります。

1. 「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引（以下、「有価証券の売買等」という。）」
自己の計算により有価証券の売買等（トレーディング業務を含む。）を行う業務であります。
2. 「有価証券の売買等の媒介、取次ぎおよび代理ならびに有価証券市場（外国有価証券市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎおよび代理」
顧客の委託を受けて有価証券の売買を執行することを中心とする業務であります。
3. 「有価証券の引受けおよび売出し」
有価証券の発行に際し売出しの目的をもって発行者からその全部または一部を取得し、または、既発行有価証券を広く一般に均一の条件で売出す業務であります。
4. 「有価証券の募集および売出しの取扱い」
有価証券の発行者または所有者もしくは引受人の委託を受け、新たに発行される有価証券の募集を取扱ったり、すでに発行された有価証券を売りさばく業務であります。
5. 「有価証券の私募の取扱い」
新たに発行される有価証券について少数の投資家または適格機関投資家のみを相手方として買付けの申込の勧誘を行なう業務であります。
6. 「金融商品取引業に付随する業務」
金融商品取引業に付随する業務として、金融商品取引法第35条に定められた業務であります。

なお、当社は「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントとしております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有または被所有 割合 (%)	関係内容
(親会社) エース証券株式会社	大阪市中央区	8,831	金融商品取引業	被所有 43.6	証券事業に関する包括的 業務提携 役員の兼任等...有
(その他の関係会社) 東海東京フィナン シャル・ホールディ ングス株式会社	東京都中央区	36,000	持株会社	-	役員の受入...有

- (注) 1. エース証券株式会社および東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、有価証券報告書を提出しております。
2. エース証券株式会社の議決権の所有割合は50%以下であります。実質支配力基準に基づく親会社としております。
3. 上記の他に関連会社が1社あります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
149	44歳5ヶ月	16年3ヶ月	6,888

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントのため、セグメントの名称および従業員数は記載していません。

(2) 労働組合の状況

現在、労働組合は組織されていません。

労使関係はきわめて安定しており、労使協調して社業の発展に努めております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は2008年7月に制定した次に掲げる基本理念の実現へ向け業務を展開しております。

「未来の安心のために」

お客様へ 堅実な資産形成と喜びを

株主様へ 永続的な成長と喜びを

従業員へ 考え働く幸福と喜びを

社 会へ 地元愛知への貢献と喜びを

また、基本方針として次の3項目を掲げております。

経営：透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立

営業：お客様を第一に考えた収益の最大化の確立

管理：業務水準の均一化による付加価値向上の確立

(2) 証券市場を取り巻く環境

ニューノーマル（新常态）を模索する世界経済

先進国・新興国の調和がもたらす新たな経済成長

世界的な技術革新『第4次産業革命（AI革命）』がもたらす宇宙ビジネスなどニューフロンティアの開拓

少子高齢化・人口減少の現実化 構造改革のさらなる進展

貯蓄から資産形成に向けた取り組み

・NISA・つみたてNISAの普及・促進

・フィデューシャリー・デューティーの徹底

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は2019年4月に修正した中期経営計画において、経営戦略として、営業基盤の確立・安定的な収益の確保を目指し、「成長戦略」「安定化戦略」を掲げております。

「成長戦略」

営業基盤の拡大が最大の成長戦略と捉え、下記の方策によりその拡大を図ります。

お客様本位の姿勢で適切な助言を行い、それぞれのお客様に相応しい商品、サービスを提案しお客様の資産拡大に努めてまいります。

・お客様の投資方針・資金性格などを十分に把握したうえで、適切な情報の提供および資産運用の提案を行い、お客様の資産形成に努めてまいります。

富裕層、シニア層のサポート強化をはじめとした、相談機能の充実

・「ウエルスマネジメントチーム」「コールセンター」を設け、お客様の利便性の強化を図ります。

お客様の相続、事業承継等をサポートし、お客様の様々なご相談にお応えできる体制を整備いたします。

・FP資格、相続診断士資格を取得するなど社員の金融プロフェッショナル化を図り、年金制度、税制の改正などの制度改正に対応し、お客様に適切なアドバイスを行うことが出来るよう、社員の資質向上に努めてまいります。

成長戦略を支える基盤整備による信頼の提供

・社員の資質向上に努め、管理部門の充実を図ることで、正確・迅速な業務を行い安心と信頼を提供し、お客様の満足度向上に努めてまいります。

お客様の利便性の向上

・マルチバンク口振サービスを導入し「ファンドるいとう」および「つみたてNISA」の推進を図り、お客様の資産形成に努めてまいります。

「安定化戦略」

少子化、超高齢化社会、年金問題および継続する低金利などを背景に、これまで金融資産の運用に興味をお持ちでなかった方にとっても、資産運用は切実な課題となってまいります。さらにNISA（少額投資非課税制度）の充実など、政府による「貯蓄から資産形成へ」の後押しもあり、投資信託に対するお客様のニーズが一層大きくなることは明らかです。

そのような環境のなか、当社は2022年3月までに、投資信託残高1,000億円を達成し、信託報酬の増加により、経営の安定化を図ります。

(4) 目標とする経営指標

当社は2019年4月に修正した中期経営計画において、2022年3月末までに預り資産を3,200億円（そのうち投資信託残高1,000億円）に積み上げることを目標に掲げました。

(5) 会社の対処すべき課題

「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化する中で、金融市場の担い手として証券会社の役割の重要性が一層高まると同時に、お客様本位の業務運営が求められております。

当社は地域に密着した対面による営業をビジネスの柱とし、お客様に良質な金融商品・サービス・情報を提供し、お客様の資産形成に貢献するとともに、相談機能をより充実させ、お客様の満足度の向上を図ることにより、営業基盤を拡大し企業価値の向上に努めてまいります。また、その実現のため、営業店舗の再編等によりサービスの拡充を進めるとともに、新たな人材の確保・育成および全社員の資質向上を重要な課題とし、経営理念である「未来の安心のために」誠心誠意努めてまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業員による顧客訪問の自粛や予定していたセミナーの開催中止などの対応を行っておりますが、電話およびDMを利用した情報提供をより一層強化し、営業活動を続けております。今後についても事業環境を注視し、対応してまいります。

2【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、ここに記載する項目については当社が現状で認識しているものに限られており、その全てが網羅されている訳ではありません。当社では、リスク発生の可能性を認識し、発生の回避および発生した場合の影響を最小限とすべく、その対応に努めてまいります。

(1) 主要な事業の前提について

当社は、金融商品取引業者として金融商品取引法第29条に基づく金融商品取引業者の登録（登録番号 東海財務局長（金商）第20号）を受けて金融商品取引業を営んでおります。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項、同第53条第3項、同第54条にて登録の取消しとなる要件が定められており、これに該当した場合、登録の取消しが命じられます。将来何らかの事由により登録等の取消しを命じられた場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点においてこれらの取消し事由に該当する事項はないと認識しております。

(2) 金融商品取引法等法令の遵守について

金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令・諸規則等の規制のもと、営業行為を行っております。法令違反等が発生した場合に、訴訟の提起やあっせん申立て等を受ける、監督当局から行政処分等を受ける等によって、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、毎年度コンプライアンスプログラムを策定し、顧客管理、営業部店の管理・事務指導、情報等の管理、反社会的勢力への対応等、内部管理態勢を整備することにより、法令、諸規則違反や不適切な取引の未然防止、早期発見に取組むなど、健全かつ適切な業務運営を行っております。また、役職員の資質向上を目的とする研修（年1回）や、コンプライアンスに関する研修等の実施により、役職員の倫理観を高め、コンプライアンス意識の向上に努めております。

(3) 自己資本規制比率について

金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、金融商品取引業者の経営の健全性の確保のため、金融商品取引業者は自己資本規制比率を一定以上に維持することを義務づけられております。当該比率が120%を下回った場合、内閣総理大臣は金融商品取引業者に対して、業務方法の変更等を命じ、財産供託その他監督上必要な事項を命じることができます。また、100%を下回った場合には3ヶ月以内の期間、業務の停止を命じることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときには金融商品取引業の登録を取り消すことができるとされています。また、金融商品取引業者は、四半期ごとに、この自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

当社では、日々リスク相当額（金商業等府令第178条第1項各号に規定するものをいう。）を計測の上、内部管理統括責任者へ報告しており、日々モニタリングしております。

（注）自己資本規制比率とは、金融商品取引業者が常に健全な経営を維持するために維持することが要求されている指標です。具体的には、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生しうるリスク相当額の合計に対する比率を指します。

(4) 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、経営破綻等が生じた場合に顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、顧客から預託を受けた有価証券および金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務づけられております。しかし、分別管理が十分でないと判断された場合には、金融庁長官による行政処分の対象となるほか、刑事罰も科されます。

当社では、上記法令に基づいた社内規程に従い、預託を受けた有価証券および金銭を管理しております。有価証券については、各顧客の持分が直ちに判別できるように当社の帳簿等により管理しております。金銭については、顧客毎の顧客分別金の額および顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）を日々算定するとともに、週1日設けた計算基準日（原則金曜日）における顧客分別金必要額を、当社の顧客を元本の受益者とした合同運用指定金銭信託に預託しております。

(5) 金融商品取引業の収益変動リスクについて

国内および海外の株式・債券相場が下落または低迷した場合や為替相場の動向により、流通市場での売買高の減少に伴い、当社の受入手数料等が減少する可能性があります。

当社では、多様な金融商品を取り扱い、相場環境に合わせて、顧客に対して最適な提案に努めております。

(6) トレーディング業務の影響について

当社は自己勘定で株券・債券等のトレーディング業務を行っておりますが、その損益は株式・債券・為替の市況によって大きく変動するため、当社の経営成績および財政上に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、運用限度額、ロスカットルール等について取締役会で定め、またその損益およびポジション状況を毎日取締役社長をはじめ経営陣に報告するなど、リスク管理体制を徹底しております。

(7) 資金調達について

当社は現在、自己資金の他、金融機関からの借入によって資金調達を行っておりますが、当社の経営成績および財政状態について信用不安等が広がった場合、著しく高い金利での調達を余儀なくされる、または資金調達が不能になる可能性があります。

当社では、資金管理を日々徹底するとともに、常日頃より取引金融機関と良好な関係を築くことで不測の事態に備えております。

(8) システム関連について

当社または当社の業務委託先が業務上使用するコンピューターシステムや回線に、重大な不都合、外部からの不正アクセス、災害等による障害が発生した場合、障害規模によっては当社業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、必要な設備投資を行うことによるハードの強化と、緊急時の業務執行体制の整備を行うことで、障害発生等のリスクの軽減を図ることを目指しております。

(9) 災害発生時について

当社は本支店が愛知県内に集中していることから、地震、風水害、テロ等の災害発生時およびその恐れがある場合は、その災害地域・規模によっては業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、「事業継続計画（BCP）」に基づき、事業を継続し、かつ重要な業務が中断した場合に速やかに当該事業が再開できるよう体制を構築しております。

(10) 顧客情報の漏洩について

当社は秘匿性の高い個人情報を取り扱っていることから、顧客情報が流出した場合、賠償金の発生や社会的信用の失墜等により、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客情報の保管に関する社内規程等を制定・整備し、その管理には万全を期しております。

(11) 事務リスクについて

当社は多額の金銭を取り扱う関係上、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

当社では、各種マニュアルの整備や内部通報制度などのコンプライアンス体制の整備強化に努めております。

(12) 信用取引について

信用取引においては、顧客への信用供与が発生し、市場の変動によって顧客の信用リスクが顕在化する可能性があります（取引先等の債務不履行）。株式相場の変動等により、各顧客に追加で担保の差入れを求める場合がありますが、顧客が追加担保の差入れに応じない場合は、ルールに従い、建玉の処分および担保の処分を行なうこととなります。株式相場が急激に変動した場合等、顧客に対する立替金を十分回収できない可能性があり、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客との接触回数を増やすことなどにより、適正な投資金額をお守りいただくよう注意喚起するとともに、担当部署による日々のモニタリングによりリスクの最小化に努めております。

(13) 新型コロナウイルス感染症等の影響について

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合において、その規模や期間によっては、業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、営業担当者については貸与した携帯電話により業務が行えるようにシステム・事務手続きの改善等を行うとともに、管理部門についてもリモートワーク実施に向けた準備を進めるなど、感染拡大により出社不能となった場合に対応可能な体制づくりに取り組んでおります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における日本経済は、米中の貿易摩擦に起因する中国経済の悪化懸念などから輸出不振や投資意欲の減退などの不安があるものの、引き続き良好な雇用環境のもと、景気は依然として緩やかな回復の様相を見せておりました。しかしながら、第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への悪影響が懸念される状況となっております。

このような経済環境の中、当事業年度の国内株式市場では、日経平均株価は21,500円でスタートし、中国の景気減速に底打ちの兆しが見られたことや、米国企業の好調な1 - 3月期決算を背景に堅調な推移となりました。ユーロ圏では、英国の欧州連合（EU）からの離脱が再延長され、合意なき離脱がひとまず回避されたことをうけ、4月24日に日経平均株価は22,362円まで上昇しました。その後は、トランプ大統領による対中関税引上げ拡大やメキシコに対する関税引上げ表明など、貿易摩擦激化への懸念を背景に軟調な推移を示したものの、6月に入り、米連邦準備制度理事会（FRB）による利下げ期待の高まりや米中首脳会談開催による通商協議の進展期待などから、日経平均株価は再び上昇傾向を強めていきました。

8月に入り米中双方が追加関税引上げを表明し合うなど米中対立が一段と激しさを増したことから、リスクオフの動きが再び高まり、加えて円高の進行もあり、日経平均株価は下落基調を強め、20,000円を割り込む水準が視野に入る推移となりました。その後、割安感から次第に下げ止まりの動きが強まったことや、米国が対中関税引上げを延期したことなどによる米中協議の進展期待や米国の好調な経済指標などを背景に、米国株の主要3指数が最高値を更新し、日経平均株価も上昇傾向を強めていきました。また、FRBの予防的利下げが次第に好感される形となり、リスクオンへの動きの高まりに加えて円安の進行も追い風となり、日経平均株価は1月に期中高値となる24,115円まで上昇しました。

2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界経済の悪化見通しが強まり、16,358円まで急落した日経平均株価は、各国での都市封鎖や外出制限などの措置の発表に加え、政府や中央銀行による積極的な経済対策等の発表を好感しや落ち着いた取り戻す展開となり、18,917円で当事業年度を終えています。

このような状況のもと、当社はお客様の利益の最大化と堅実な資産形成を最重要事項と位置付け、役職員の資質向上に努めるとともに、地域に密着したお客様本位の営業を展開いたしました。具体的には、お客様の資産運用・財産形成にお役立ていただくための情報提供に努めるとともに、中長期で成長の見込まれるAI・IoTなどの第4次産業革命関連、宇宙開発関連を中心に米国株式、国内株式、投資信託および外債債券の提案営業を継続的に推進しました。

この結果、当事業年度の財政状態および経営成績は、以下のとおりとなりました。

1) 財政状態

当事業年度末の資産合計は前事業年度末に比べ24百万円減少し86億98百万円、負債合計は前事業年度末に比べ2億87百万円増加し19億46百万円、純資産合計は前事業年度末に比べ3億12百万円減少し67億52百万円となりました。

2) 経営成績

当事業年度の純営業収益は23億84百万円（前期比17.2%減）、営業利益は81百万円（同83.8%減）、経常利益は2億28百万円（同58.4%減）、当期純利益は1億63百万円（同59.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当期末残高は、期首残高に比べ6億85百万円減少し、36億82百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは3億5百万円の収入（前期は13億48百万円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、7億92百万円の支出（前期は25百万円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、1億99百万円の支出（前期は1億59百万円の支出）となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当期における経営の重点施策と成果

あらゆる分野に急速に広がりつつあるA I・I o Tなどの第4次産業革命や、少子高齢化と人口減少の急速な進展に伴う構造改革、「貯蓄から資産形成へ」に向けた証券政策の進展等、証券市場を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。これらの変化について、対面営業を営む当社が大きく活躍できる機会と捉え、「お客様に選ばれる証券会社」をめざし、お客様への対応力（情報提供力と相談機能）の一層の充実強化とお客様本位の業務運営に取り組んでまいりました。

商品の提案は、中長期的な成長が期待されるA I・I o Tなどの第4次産業革命関連と構造改革関連の国内外の株式や投資信託および高利回りの新興国通貨建ての債券を中心に、お客様の中長期的なパフォーマンスの向上を図ってまいりました。

当期は経済活動における米中対立の高まりにより不安定な株式市況が継続したことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な景気の減速懸念の高まりによる株式市況の悪化、原油価格の値下がりなどによる新興国通貨の下落により、十分な成果をあげることができませんでしたが、今後も関連会社であるエース経済研究所と協働して、お客様の資産運用・財産形成に役立てていただくための投資情報の提供に努めてまいります。

また、お客様に適切な助言を行うためには、高い専門性が求められることから、全社員に対してF P資格および相続診断士資格取得を進めております。

重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたりまして、投資有価証券の評価、立替金等にかかる貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損処理などの資産・負債および収益・費用の状況に影響を与える見積りおよび判断については、過去の実績やその時点において入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる要因を考慮した上で行っております。多くの不確実な要素が存在する状況において、もっとも適切と考えられる前提条件、情報を通じて実施しておりますが、前提となる客観的な事実や事業環境の変化などにより、見積りと将来の実績が異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、収束時期の見通しが依然困難な状況にあるものの、当社の事業活動および業績への影響は限定的であることから、この財務諸表の作成における重要な会計上の見積りおよび判断の変更は見込んでおりません。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析

1) 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ24百万円減少し、86億98百万円となりました。その主な要因は、投資有価証券が5億70百万円、長期差入保証金が1億21百万円、それぞれ増加したものの、現金・預金が6億85百万円減少したことなどによるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ2億87百万円増加し、19億46百万円となりました。その主な要因は、預り金が2億56百万円、信用取引負債が81百万円、それぞれ増加したことなどによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べ3億12百万円減少し、67億52百万円となりました。その主な要因は、当期純利益1億63百万円を計上したものの、その他有価証券評価差額金が2億75百万円減少し、配当金1億99百万円を支払ったことなどによるものであります。

2) 経営成績

() 純営業収益

・受入手数料

株式売買高が増加したため、株式の委託手数料は6億64百万円（前期比18.9%増）となり、債券および受益証券を含めた委託手数料の合計は7億2百万円（同19.6%増）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、外貨建債券および投資信託の販売手数料が増加したことにより、3億94百万円（同17.7%増）となりました。

また、その他の受入手数料は、投資信託の信託報酬が減少したことなどにより、1億20百万円（同34.6%減）となり、受入手数料は全体で12億17百万円（同10.0%増）となりました。

・トレーディング損益

株券等トレーディング損益は、外国株式の店頭取引による収益が減少したことなどにより、5億59百万円（同9.9%減）となりました。債券等トレーディング損益は、外貨建債券による収益が減少したことなどにより、5億54百万円（同49.4%減）となり、トレーディング損益は全体で11億13百万円（同35.1%減）となりました。

・金融収支

金融収益は、受取配当金および受取債券利子が増加したことなどにより、90百万円（同18.1%増）となりました。一方、金融費用は為替差損が増加したことなどにより36百万円（同108.8%増）となり、金融収支は53百万円（同8.8%減）となりました。

以上の結果、当事業年度の純営業収益は、23億84百万円（同17.2%減）となりました。

() 販売費・一般管理費

事務費が39百万円減少し3億95百万円（同9.0%減）、取引関係費が24百万円減少し2億31百万円（同9.6%減）、不動産費が15百万円減少し1億80百万円（同8.1%減）となったことなどにより、販売費・一般管理費の合計は73百万円減少の23億2百万円（同3.1%減）となりました。

() 営業外損益および特別損益

営業外収益として受取配当金および投資有価証券売却益などにより1億46百万円を計上いたしました。

特別利益として名証取引参加者協会の清算に伴う残余財産分配金の受取などにより18百万円、特別損失として投資有価証券評価損および営業店舗移転に伴う減損損失などにより27百万円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は2億28百万円（同58.4%減）、当期純利益は1億63百万円（同59.8%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報

1) キャッシュ・フローの状況の分析

現金及び現金同等物の当期末残高は、期首残高に比べて6億85百万円減少し、36億82百万円となりました。

() 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、3億5百万円の収入（前期は13億48百万円の収入）となりました。これは主として、預託金の増加が1億11百万円、法人税等の支払いが99百万円あったものの、預り金及び受入保証金の増加が2億93百万円、税引前当期純利益が2億19百万円あったことなどによるものであります。

() 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、7億92百万円の支出（前期は25百万円の支出）となりました。これは主として、投資有価証券の取得による支出が28億80百万円、投資有価証券の売却による収入が20億94百万円あったことなどによるものであります。

() 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億99百万円の支出（前期は1億59百万円の支出）となりました。これは、配当金の支払いが1億99百万円あったことによるものであります。

2) 資本の財源及び資金の流動性について

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は36億82百万円となっており、日常の運転資金としては十分な額を有しております。また、不測の事態に備えるため、当社は取引銀行6行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、現在重要な資金の支出の予定はございません。

経営指標の達成状況

当社は2019年4月に修正しました中期経営計画において、2022年3月末までに預り資産を3,200億円（そのうち投資信託残高1,000億円）に積み上げることを目標としております。当事業年度末の預り資産は1,551億円（そのうち投資信託残高248億円）となりました。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は12百万円であり、その主なものは、社内インフラ設備の更新等であります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名	所在地	建物	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員 (名)
		帳簿価額 (百万円)	面積(m ²)	帳簿価額 (百万円)		
本店(注)1	名古屋市中区	17			17	71
西尾支店(注)1	愛知県西尾市	4			4	19
蒲郡支店	愛知県蒲郡市	12	127.0	13	25	11
安城支店(注)1	愛知県安城市	3			3	11
藤が丘支店(注)1	名古屋市名東区	0			0	13
中村支店(注)1	名古屋市中村区	0			0	10
庄内支店(注)1	名古屋市西区	0			0	14
合計		37	127.0	13	51	149

(注)1. 賃借店舗の年間賃借料は、70百万円であります。

2. 上記のほか、器具備品26百万円があります。

3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	4,042,970	4,042,970	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,042,970	4,042,970		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年10月1日 (注)	36,386	4,042	-	3,751	-	320

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	14	19	6	2	3,381	3,427	-
所有株式数(単元)	-	459	17,498	2,665	104	6	19,670	40,402	2,770
所有株式数の割合(%)	-	1.14	43.31	6.60	0.26	0.01	48.68	100.00	-

(注) 1. 自己株式51,791株は、「個人その他」に517単元および「単元未満株式の状況」に91株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
エース証券株式会社	大阪市中央区本町2丁目6-11	1,741,666	43.63
中村 吉孝	名古屋市昭和区	603,400	15.11
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目7-2	217,700	5.45
中村 芙美子	名古屋市昭和区	87,700	2.19
株式会社ファンドクリエーション	東京都千代田区麴町1丁目4	41,200	1.03
丸八証券従業員持株会	名古屋市中区新栄町2丁目4番地 坂種栄ビル 丸八証券株式会社内	28,624	0.71
里野 泰則	京都府八幡市	25,900	0.64
塚嶋 晃	名古屋市西区	23,260	0.58
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	17,000	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,900	0.42
計		2,803,350	70.23

(注) 1. 自己株式を51,791株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,988,500	39,885	-
単元未満株式	普通株式 2,770	-	-
発行済株式総数	4,042,970	-	-
総株主の議決権	-	39,885	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸八証券株式会社	名古屋市中区新栄町 二丁目4番地	51,700	-	51,700	1.27
計	-	51,700	-	51,700	1.27

(注)2020年3月31日現在における当社の保有自己株式数は51,791株であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	51,791		51,791	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当性向30%を目指すことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度は、当期純利益1億63百万円を計上したことから、配当金につきましては財務状況等を総合的に勘案し、1株当たり30円の配当を実施しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月21日 取締役会決議	119,735	30.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

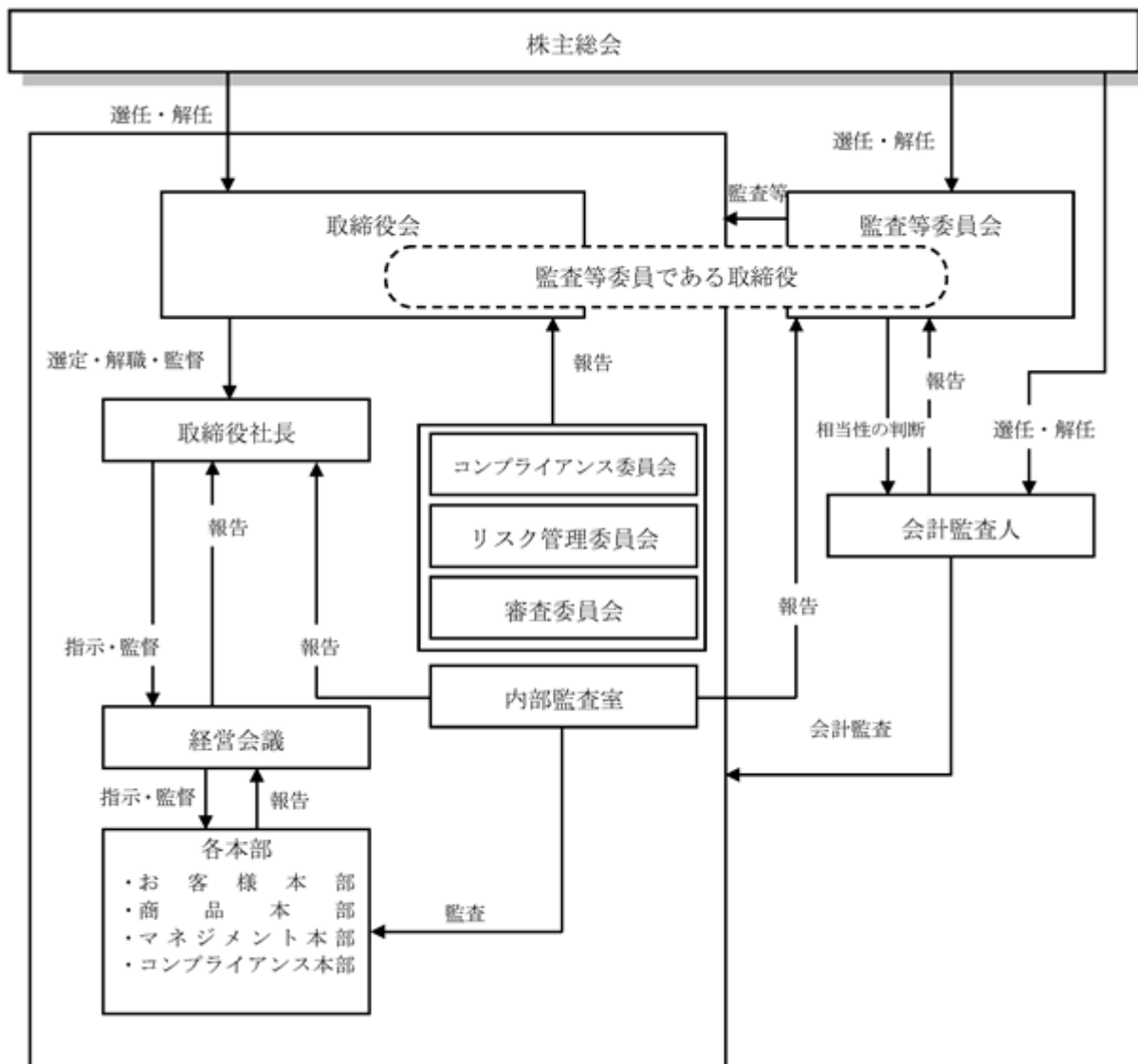
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「未来の安心のために」という経営の基本理念のもと、お客様へは堅実な資産形成と喜びを、株主様へは持続的な成長と喜びを、従業員へは考え働く幸福と喜びを、社会へは地元愛知への貢献と喜びを提供・実現すべく企業活動を行っております。また、経営の基本方針として、透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンスの確立を掲げ取り組んでおります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、企業統治の体制として監査等委員会設置会社を選択しており、また、次の機関・委員会等を設置しております。



取締役会：取締役会は、代表取締役社長 里野泰則が議長を務め、その他のメンバーは常務取締役 石井幸広、取締役 出口義展・松井哲・八木澤修・山田尚武、および監査等委員である取締役 小澤真人・丸山弘昭・鈴木大輔で構成されております。このうち5名が社外取締役であり、取締役の業務を監視できる体制となっております。

取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、原則として月1回開催しております。また、取締役会では、法令および定款に定められた事項ならびに取締役会規程に定められた経営上の重要事項について討議・決議するとともに、業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の諮問機関である各種委員会（コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・審査委員会）の協議内容について、定期的に報告を受けております。

監査等委員会：監査等委員会は、取締役 小澤真人が委員長を務め、その他のメンバーは取締役 丸山弘昭および鈴木大輔で構成されております。取締役の業務執行に関して適法性・妥当性等の観点から監査等を実施しております。中立で幅広い視点からの経営監視機能を確保するために、取締役すべて社外取締役で構成されており、原則として月1回開催しております。

経営会議：経営会議は、経営に関する事項の議論の場としております。マネジメント本部を事務局として、代表取締役社長 里野泰則が議長を務め、その他のメンバーは常務取締役 石井幸広および各本部長で構成しており、オブザーバーとして社外取締役、常勤監査等委員、内部監査室長、その他必要に応じて関係者も出席しております。本会議は原則として毎月1回開催し、重要な事項の協議を行っております。

コンプライアンス委員会：

コンプライアンス委員会は、法令遵守態勢の整備・実行を目的としております。内部管理統括責任者である常務取締役 石井幸広を委員長に、常任委員（各本部長、内部監査室長、営業検査室長、お客様相談室長および内部管理部長）、顧問弁護士で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等が出席しております。本委員会は原則として毎月1回開催し、審議の結果を取締役会に報告しております。

リスク管理委員会：

リスク管理委員会は、リスク管理態勢の整備・実行を目的としております。マネジメント本部担当役員である執行役員 津坂聡を委員長に、常任委員（各本部長、内部監査室長、システム管理室長および財務部長）で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等の他、議案によっては社外委員として顧問弁護士が出席しております。本委員会は原則として毎月1回開催し、審議の結果を取締役会へ報告しております。

審査委員会：審査委員会は、当社職員の不祥事や各種法令・諸規則に抵触した行為等に対する審査機能の強化を目的としております。内部管理統括責任者である常務取締役 石井幸広を委員長に、常任委員（各本部長、総務人事部長、内部監査室長および営業検査室長）と、審議内容により、当該業務内容等に詳しい役職員および顧問弁護士等を委員長の承認を得たうえでオブザーバーとして出席させております。本委員会は審議の結果を取締役会に報告しております。

企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制および監査等委員会の職務執行のために必要な事項を取締役会で決定し、決定どおりに整備しております。

()取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役および使用人が遵守すべき具体的な行動基準として「倫理綱領」を制定し、基本理念、基本方針、倫理コード、勧誘方針について定める。
- ・社外取締役を選任し、経営に対する監視機能を充実させる。
- ・コンプライアンスプログラムを制定し、コンプライアンス遵守を徹底する。
- ・社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する。
- ・「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備し、違反行為の未然防止、早期発見に努める。
- ・反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するため、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を整備し、外部専門機関と連携しながら関係を遮断する。

()取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・経営に関する重要文書や重要情報、営業機密情報、個人情報等について、「文書管理規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」等を整備して管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

()損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業活動に潜在するリスクを識別し、その低減および危険発生の未然防止のためのリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう規程を整備し、委員会等を設置する。

- ()取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度により事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
 - ・取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「審査委員会」の3つの委員会を設け、法令遵守の状況やリスク管理の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら監視、監督を行う。
 - ・業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、権限および責任の明確化を図る。
 - ()当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定し、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築する。
 - ・当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署を特定し、必要に応じて内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
 - ()監査等委員会の職務を補助すべき使用人
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する。
 - ・監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査等委員会に委譲され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。
 - ()監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - ・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大な法令・定款違反を発見した時は、法令・社内規程に従い、速やかに監査等委員会に報告をする。
 - ・監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べ、会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有する。また、これらの会議を通じ、業務執行に係る監査等委員会への報告機能を確保する。
 - ・監査等委員は、取締役および重要な使用人、会計監査人、内部監査室等にヒアリングし、業務執行状況について説明を受け、意見交換を行い緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保する。
 - ・監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。
 - ()監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について決定する。
 - ・監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ()その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会および使用人は、監査等委員会から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- 2) リスク管理体制の整備の状況
- ・当社は、業務執行に係る種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリー毎に定めたリスク条項に基づいた包括的なリスク把握に努め、所定事項を取締役に報告しております。
 - ・市場リスクについては、トレーディング取引においてポジション管理を実施するとともに、トレーディング損益をリアルタイムでモニタリングする体制を整備しております。また、社内規程によりロスカットルールを定めており、一定限度額を超える損失の発生を防止しております。
 - ・信用リスクについては、日々計算を行いモニタリングを行っております。
 - ・事務リスクについては、諸規程や業務マニュアルの改訂を適時に行っております。
 - ・その他の諸問題については、営業部門・管理部門双方が連携をとり、合同会議を適時実施しております。
- なお、有事に際しては、取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括に当たっております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

4) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

5) 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めており、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款に定めております。

6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

() 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

() 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	里野 泰則	1954年 1月17日生	1972年 4月 野村証券株式会社入社 2000年 5月 同社 川越支店長 2004年 7月 当社入社 執行役員IR担当兼総合企画室長 2006年 6月 取締役 IR担当兼総合企画部長 2007年 6月 常務取締役 リテール本部長 2007年 7月 株式会社東海夢ファンド 取締役 (非常勤) 2008年 4月 当社代表取締役専務 リテール本部長 2008年 6月 取締役 リテール本部長 2009年 2月 取締役 商品本部長 2009年 6月 取締役専務執行役員 三河ブロック長 2010年 6月 取締役専務執行役員 お客様本部副本部長兼三河ブロック長 2012年 6月 取締役専務執行役員 お客様本部長兼三河ブロック長 2013年 6月 取締役専務執行役員 お客様本部長 2014年 6月 代表取締役社長お客様本部長 2014年 6月 代表取締役社長 2015年 6月 株式会社エース経済研究所 取締役 (現任) 2017年 6月 当社代表取締役社長 お客様本部長 2019年 1月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	27
常務取締役	石井 幸広	1960年 5月13日生	1984年 4月 野村証券株式会社入社 1995年12月 同社 京都支店総務課長 2002年 4月 同社 なんば支店次長兼総務課長 2011年 7月 同社 グループ広報部次長兼業務課長 2013年 7月 同社 審理部次長兼企画課長 2015年12月 株式会社群馬銀行 出向 証券会社設立準備室 2016年 2月 ぐんぎん証券株式会社 事務コンプライアンス部長 2018年 4月 野村証券株式会社 リテール業務管理部次長 2020年 4月 同社 リテール業務管理部バイスプレジデント 2020年 6月 当社 専務執行役員 2020年 6月 当社 常務取締役 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	出口 義展	1965年2月5日生	1987年4月 伊藤銀證株式会社(現:エース証券株式会社)入社 2000年6月 エース証券株式会社 和歌山支店長 2006年7月 同社 執行役員 本店営業部長 2008年4月 同社 執行役員 営業本部長 2008年6月 同社 常務取締役 営業本部長 2010年5月 同社 専務取締役 営業本部長 2012年4月 同社 専務取締役 営業本部長 プライベートバンキング本部、法人本部、金融商品仲介ビジネス本部管掌 2012年8月 同社 専務取締役 営業本部長 プライベートバンキング本部、法人本部管掌 2014年7月 同社 代表取締役専務取締役 2017年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	松井 哲	1960年1月13日生	1982年4月 丸万証券株式会社(現:東海東京証券株式会社)入社 2003年2月 東海東京証券株式会社 春日井支店長 2005年3月 同社 人事部長 2007年4月 同社 一宮支店長 2009年4月 同社 名古屋中央支店長 2010年4月 同社 執行役員 名古屋支店長 2010年11月 同社 執行役員 東京営業部長 2012年4月 同社 執行役員 ダイレクトチャンネル本部長 2013年4月 同社 常務執行役員 企画・管理本部長 2014年4月 同社 常務執行役員 中部第二地域本部長 2015年4月 同社 常務執行役員 リテール営業本部 東日本地域本部長 2015年10月 ワイエム証券株式会社 代表取締役副社長 2017年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 常務執行役員特命担当 2017年6月 エース証券株式会社 出向 同社 常務取締役 業務管理本部長 2018年6月 同社 代表取締役専務取締役統括本部長 2019年4月 同社 代表取締役副社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	八木澤 修	1957年8月18日生	1980年4月 日興証券投資信託販売株式会社 入社 1995年3月 東京証券株式会社(現:東海東 京証券株式会社)千葉支店長 1997年2月 同社 港南台支店長 1999年3月 同社 宮崎支店長 2003年1月 東海東京証券株式会社 札幌支 店長 2004年9月 同社 岡山支店長 2006年3月 同社 中部法人第二部長 2008年4月 同社 業務統括部長 2009年4月 同社 執行役員 中部リテール 部門副担当 2011年5月 同社 執行役員 東日本リテ ール部門担当 2012年4月 ワイエム証券株式会社 代表取 締役副社長 2015年10月 東海東京証券株式会社 常務執 行役員 リテール営業本部長 2016年4月 同社 専務執行役員 リテール 営業本部長 2017年4月 同社 取締役副社長 リテール ビジネスユニット長 2018年4月 同社 取締役副社長 営業統括 本部長 2019年4月 東海東京フィナンシャル・ホー ルディングス株式会社 顧問 (現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 株式会社東海東京調査セン ター 非常勤監査役(現任)	(注)3	-
取締役	山田 尚武	1964年8月1日生	1992年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁 護士会)弁護士登録 1996年4月 しょうぶ法律事務所 開設 2002年4月 社団法人(現・公益社団法人) 名古屋青年会議所専務理事 2008年4月 静岡大学法科大学院教授 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務 所 代表社員(現任) 2015年6月 V Tホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2017年9月 リーガルA I株式会社 代表取 締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	小澤 真人	1959年2月23日生	1982年4月 丸万証券株式会社(現・東海東京証券株式会社) 入社 1996年9月 東海丸万証券株式会社(現・東海東京証券株式会社) 三田支店長 2000年10月 東海東京証券株式会社 関内支店長 2002年2月 同社 東京金融法人部長 2008年4月 同社 人事部長 2010年11月 同社 業務指導統括部長兼 事故・紛争グループリーダー 2011年5月 同社 執行役員 コンプライアンス本部副本部長兼業務指導統括部長 2014年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス本部長 2016年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 常務執行役員 2018年4月 東海東京ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 2019年4月 株式会社ETERNAL 副社長 2020年5月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 顧問 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	丸山 弘昭	1946年3月14日生	1970年4月 日本合成ゴム株式会社(現:JSR株式会社) 入社 1972年4月 株式会社第一会計計算センター(現:株式会社ダイテック) 入社 1974年11月 公認会計士丸山弘昭事務所開設 1981年10月 熱田コンピューターサービス株式会社(現:株式会社アタックス)設立 1985年3月 同社 代表取締役(現任) 1991年10月 丸山弘昭税理士事務所開設 2002年4月 アタックス税理士法人設立 代表社員(現任) 2010年6月 トヨタ車体株式会社 社外監査役(現任) 2013年1月 フジバングループ本社株式会社 社外監査役(現任) 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	鈴木 大輔	1954年 8月 3日生	1977年 4月 野村証券株式会社入社 1989年 7月 同社 新百合ヶ丘支店長 1992年 6月 同社 四日市支店長 1995年 6月 同社 富山支店長 1998年 7月 同社 事業法人資金運用部長 2001年 7月 同社 金融マネジメント部長 2003年 4月 同社 グループ法人部長 2003年12月 同社 年金運用ソリューション 室長 2005年 6月 野村アセットマネジメント株式 会社 取締役 2011年 4月 同社 リテールクライアント本 部 参事 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)(現 任)	(注) 4	-
計					27

(注) 1. 取締役 八木澤修、山田尚武、小澤真人、丸山弘昭、鈴木大輔の5名は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 小澤真人、委員 丸山弘昭、鈴木大輔

なお、小澤真人は常勤の監査等委員であります。

3. 2020年 6月24日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間

4. 2020年 6月24日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間

5. 上記所有株式数には、役員持株会における実質所有株式数が含まれております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であります。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任にあたっては、多様化しつつある経営環境に対応するため、高度な知識と専門性を持ち、特別な利害関係がなく、独立性の高い者としております。また、社外取締役のうち少なくとも1名は、金融商品取引所の定める独立役員要件を満たすようにしております。

社外取締役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および長年の豊富な経験・見識を活かした監督または監査、および助言・提言を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

社外取締役 八木澤修氏と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。八木澤氏は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の顧問であり、同社の子会社である東海東京証券株式会社での取締役の経験もあり、経営に関する高い見識に加え、証券業界に精通し豊富な経験・知識を有しております。東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は当社のその他の関係会社であります。また、東海東京証券株式会社は当社の外国株式等の取引先ではありますが、取引は定常的なものであり、特別な利害関係はありません。八木澤氏は2020年 3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役 山田尚武氏と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。山田氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しております。弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表社員・リーガル A I 株式会社の代表取締役であり、V Tホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。山田氏は2020年 3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役(監査等委員)小澤真人氏と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。小澤氏は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の業務執行者でありましたが、同社については前述のとおり、特別な利害関係はありません。小澤氏は、2020年 3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役(監査等委員)丸山弘昭氏と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。丸山氏は、株式会社アタックスの代表取締役・アタックス税理士法人の代表社員であり、トヨタ車体株式会社・フジパングループ本社株式会社の社外監査役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。丸山氏は2020年 3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役(監査等委員)鈴木大輔氏と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。鈴木氏は、2005年 6月から2014年 8月まで野村アセットマネジメント株式会社の取締役および業務

執行者でありました。当社と同社との間には投資信託の取引関係がありますが、複数ある取引先の中の1社であり、特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。鈴木氏は2020年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において、常勤監査等委員から業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類等の概要につき報告を受けるなど、十分に意思疎通を図っております。また、会計監査人から監査計画および監査結果等、内部監査部門から業務監査結果等の説明を受けるため、四半期ごとに、また必要に応じて、情報・意見交換の場を設けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役は3名であり、全員が社外取締役で構成されております（有価証券報告書提出日現在）。社外取締役丸山弘昭氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時で開催しております。また、監査等委員は、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査・重要書類の閲覧等を通じ、重要な意思決定過程および業務の執行状況の把握に努めてまいります。

また、会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期末ならびに期末に監査またはレビュー結果の報告を受けております。

当事業年度において当社は監査等委員会を合計14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
山内 英明	14回	14回
丸山 弘昭	14回	12回
鈴木 大輔	14回	14回

監査等委員会において、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任・報酬、定時株主総会への付議議案内容の監査、常勤監査等委員の選定など審議いたしました。

また、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するとともに、議事録や決裁書類の閲覧等を行い、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査室（1名）を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施して監査結果を社長、取締役会および監査等委員会に報告しております。本支店の社内検査については、営業検査室が外部の機関と合同で行っており、その結果については、取締役会および監査等委員会への報告ならびに対応の協議を実施することとしております。

また、監査等委員会と会計監査人とは定期的に情報交換を行うとともに、内部統制の評価結果の状況について報告しております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2) 継続監査期間

12年間

3) 業務を執行した公認会計士

櫻井 雄一郎

森重 俊寛

4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他5名であります。

5) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、質問等を通じて選定しております。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会決議によって、会計監査人を解任いたします。

6) 監査等委員会による監査法人の評価

外部会計監査人の評価を行う際には、適格性、管理・組織体制、監査計画、監査報酬、監査実績、実施状況を考慮すべき事項とし、これらを総合的に勘案し判断することとしております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	1,800	28,000	1,800

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である顧客資産の分別管理に関する法令遵守の保証業務であります。

2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EY税理士法人)に対する報酬(1)を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	1,550	-	650

当社における非監査業務の内容は、米国適格仲介人制度等に関する業務の委託であります。

3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4) 監査報酬の決定方針

監査人に対する報酬額の決定に関する方針は定めておりませんが、監査日数、当社の事業規模、金融商品取引業という特性等を勘案した上定めております。

5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役の報酬は、固定報酬である月例報酬および業績連動報酬で構成されております。固定報酬は与えられる役割と責務に応じた額を月例報酬として、業績連動報酬は、単年度の会社の業績等に連動させた額を賞与としております。賞与においては、会社の業績等を勘案し、取締役会の承認を得て支給することができることとしており、原則、非常勤取締役に対しては支給しないこととしております。

1) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

報酬総額の限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査等委員である取締役の報酬の額を年額36百万円以内と決議いただいております。

2) 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および当該業績連動報酬の額の決定方法

当社の業績連動報酬は、賞与であります。賞与は「当期純利益」の5%を基準としておりますが、株主への配当を勘案し調整または支給しない場合があります。当該指標を採用している理由は、企業の業績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えられているためであります。業績連動報酬の額の決定については、役員報酬規程に則り取締役会で決議しており、各取締役の報酬の額は取締役社長に一任されております。

3) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

取締役の報酬等の額の決定については、与えられる役割と責務に応じた額を、同業他社の報酬、世間一般の水準、社員給与とのバランス等を総合的に勘案し、役員報酬規程に則り取締役会で決議しており、各取締役の報酬の額は取締役社長に一任されております。

4) 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額の限度額は、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査等委員である取締役の報酬の額の限度額は、年額36百万円以内と決議いただいております。

5) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

取締役に支給する業績連動報酬に係る指標の目標は特に定めておりません。

なお、当事業年度については、「当期純利益」を計上いたしました。株主への配当を勘案し（減配）、業績連動報酬の支給はありません。

6) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、権限の内容、裁量の範囲

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役社長であり、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとし、そのうえで取締役会にて決定された範囲内に一任されております。取締役社長は、各取締役の与えられる役割と責務を勘案して報酬等の額を決定しております。

監査等委員の報酬の額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定することとし、監査等委員会にて監査等委員の協議によって決定しております。

7) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続きの概要

該当事項はありません。

8) 役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会および委員会等の活動内容

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2019年6月26日開催の取締役会において、固定報酬である月例報酬の決定について、役員報酬規程に則り取締役会で決定し、各取締役の報酬の額は取締役社長に一任する旨を決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	83,580	83,580	-	-	8
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	13,740	13,740	-	-	1
社外役員	14,100	14,100	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、純投資目的である投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有することとしており、純投資目的以外の投資株式については、取引先との安定的な関係の構築や、取引関係の維持等事業活動上必要と判断した場合保有することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）については、中長期的な観点から、保有に伴う便益やリスク等を勘案してその適否を取締役会で適宜検証する事としております。また、保有することの合理性が認められない場合には当該株式の縮減に努める方針としており、客観的な判断を行うための基準については、今後検討してまいります。

2) 銘柄および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	33,692
非上場株式以外の株式	4	25,658

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	375
非上場株式以外の株式	-	-

3) 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)愛知銀行	5,236	5,236	当社の主要取引銀行として事業資金の安定的な供給など長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	無
	16,624	17,985		
(株)名古屋銀行	2,013	2,013	当社の主要取引銀行として事業資金の安定的な供給など長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	有
	5,261	7,186		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,170	9,170	当社の主要取引銀行として長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	有
	3,695	5,043		
(株)りそなホールディングス	235	235	当社の主要取引銀行として事業資金の安定的な供給など長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	無
	76	112		

保有目的が純投資目的である投資株式額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	16	972,469	6	397,096

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	58,723	71,761	321,481 (15,552)

(注)「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

5【業務の状況】

(1) 概況

受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第77期 (2018年4月～ 2019年3月)	委託手数料	558	-	28	-	587
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-	-	-
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	-	0	334	-	334
	その他の受入手数料	3	0	178	2	183
	計	562	0	541	2	1,106
第78期 (2019年4月～ 2020年3月)	委託手数料	664	-	38	-	702
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-	-	-
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	-	19	374	-	394
	その他の受入手数料	3	0	115	1	120
	計	667	19	528	1	1,217

売買等損益

<トレーディング損益の内訳>

区分	第77期 (2018年4月～2019年3月)			第78期 (2019年4月～2020年3月)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	618	2	620	561	2	559
債券等トレーディング損益	1,095	-	1,095	554	-	554
計	1,713	2	1,716	1,116	2	1,113

自己資本規制比率

		第77期 (2019年3月31日)	第78期 (2020年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		6,864	6,632
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	-	-
	金融商品取引責任準 備金等 (百万円)	11	12
	一般貸倒引当金 (百万円)	0	-
	計 (百万円) (B)	12	12
控除資産 (百万円) (C)		490	567
固定化されてい ない自己資本の額 (A) + (B) - (C) (百万円) (D)		6,386	6,077
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	115	177
	取引先リスク相当額 (百万円)	59	55
	基礎的リスク相当額 (百万円)	596	585
	計 (百万円) (E)	770	818
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		828.7	742.8

(注) 上記は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

なお、当期の市場リスク相当額の月末平均額は212百万円、月末最大額は368百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は67百万円、月末最大額は170百万円であります。

(2) 有価証券の売買等業務

有価証券の売買の状況（証券先物取引等を除く）

最近2事業年度における有価証券の売買の状況（証券先物取引を除く）は、次のとおりであります。

株券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第77期 （2018年4月～2019年3月）	72,096	119,363	191,459
第78期 （2019年4月～2020年3月）	91,019	134,748	225,767

債券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第77期 （2018年4月～2019年3月）	-	29,705	29,705
第78期 （2019年4月～2020年3月）	-	15,171	15,171

受益証券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第77期 （2018年4月～2019年3月）	5,806	24,117	29,923
第78期 （2019年4月～2020年3月）	9,234	24,010	33,245

その他

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第77期 （2018年4月～2019年3月）	40	-	40
第78期 （2019年4月～2020年3月）	355	-	355

(3) 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

株券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計 （百万円）
	受託 （百万円）	自己 （百万円）	受託 （百万円）	自己 （百万円）	
第77期 （2018年4月～2019年3月）	-	134,770	-	267,914	402,684
第78期 （2019年4月～2020年3月）	-	-	-	-	-

債券に係る取引

該当事項はありません。

(4) 有価証券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱い業務の状況は次のとおりであります。

株券

該当事項はありません。

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱 高 (百万円)	売出しの取扱 高 (百万円)	私募の取扱 高 (百万円)
第77期 (2018年4月～ 2019年3月)	国債	-	-	10	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	合計	-	-	10	-	-
第78期 (2019年4月～ 2020年3月)	国債	-	-	7	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	1,745	-
	合計	-	-	7	1,745	-

受益証券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱 高 (百万円)	売出しの取扱 高 (百万円)	私募の取扱 高 (百万円)
第77期 (2018年4月～ 2019年3月)	株式投信	-	-	11,866	-	-
	公社債投信	-	-	34,657	-	-
	外国投信	-	-	575	-	-
	合計	-	-	47,098	-	-
第78期 (2019年4月～ 2020年3月)	株式投信	-	-	13,521	-	-
	公社債投信	-	-	34,082	-	-
	外国投信	-	-	2,363	-	-
	合計	-	-	49,966	-	-

(5) その他の業務の状況

最近2事業年度における状況は、次のとおりであります。

保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
第77期 (2018年4月～2019年3月)	株券 (千株)		85,921	2,142	
	債券 (百万円)		753	10,504	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	213	
		追加型	株式 (百万円)		20,203
			債券 (百万円)		9,594
第78期 (2019年4月～2020年3月)	株券 (千株)		87,127	1,684	
	債券 (百万円)		479	10,140	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	892	
		追加型	株式 (百万円)		17,516
			債券 (百万円)		9,427

有価証券の貸借およびそれに伴う業務

期別	顧客の委託に基づいて行う融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客の委託に基づいて行う貸株数とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	金額(百万円)	株数(千株)
第77期 (2019年3月31日現在)	(1,414) 1,915	1,527	83	21
第78期 (2020年3月31日現在)	(1,241) 2,104	1,472	9	4

(注) ()内書は、自己融資額であります。

累積投資業務の状況

期別	種類		前期末預り高 (百万口)	払込金および果 実等により発生 した預り高 (百万口)	解約支払高 (百万口)	当期末預り高 (百万口)
第77期 (2018年4月～ 2019年3月)	株式投信		3,479	754	772	3,461
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	10,588	34,850	35,897	9,542
		その他	165	0	3	161
	合計		14,233	35,605	36,673	13,165
第78期 (2019年4月～ 2020年3月)	株式投信		3,461	1,060	753	3,769
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	9,542	34,137	34,236	9,443
		その他	161	21	51	132
	合計		13,165	35,220	35,040	13,344

(6) その他の商品の売買の状況

該当事項はありません。

(7) その他

株式の買取、買増、株式配当金の受取りおよび転換請求の取次ぎ等を行っております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人および各種団体の主催する講習会に参加する等、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,498,244	2,381,465
預託金	736,689	847,914
顧客分別金信託	723,071	847,914
その他の預託金	13,618	-
トレーディング商品	70,362	-
商品有価証券等	70,362	-
約定見返勘定	230,595	124,000
信用取引資産	1,996,612	2,105,984
信用取引貸付金	1,915,184	2,104,546
信用取引借証券担保金	81,427	1,438
立替金	21	1,497
顧客への立替金	-	1,487
その他の立替金	21	10
短期差入保証金	170,000	170,000
前払費用	30,835	25,901
未収収益	93,315	69,309
その他の流動資産	23,237	2,704
貸倒引当金	129	-
流動資産計	7,849,784	7,159,778
固定資産		
有形固定資産	98,646	77,454
建物	1,519,960	1,379,956
器具備品	1,33,221	1,26,033
土地	13,464	13,464
無形固定資産	725	666
電話加入権	666	666
ソフトウェア	59	-
投資その他の資産	773,471	1,460,588
投資有価証券	461,492	1,031,820
関係会社株式	2,000	2,000
出資金	1,520	1,520
従業員に対する長期貸付金	3,747	2,820
長期差入保証金	228,515	350,313
長期前払費用	1,308	251
繰延税金資産	42,152	41,527
長期立替金	74,017	-
その他	50,735	48,335
貸倒引当金	92,018	18,000
固定資産計	872,842	1,538,709
資産合計	8,722,627	8,698,487

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
信用取引負債	425,262	506,652
信用取引借入金	341,326	497,545
信用取引貸証券受入金	83,936	9,106
預り金	757,019	1,013,587
顧客からの預り金	528,955	703,974
その他の預り金	228,063	309,612
受入保証金	168,017	204,880
前受金	-	2,380
未払金	9,474	28,842
未払費用	133,889	82,327
未払法人税等	68,391	23,837
賞与引当金	77,200	61,950
流動負債計	1,639,254	1,924,458
固定負債		
資産除去債務	6,331	8,296
その他の固定負債	1,000	1,000
固定負債計	7,331	9,296
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	6,119,905	6,127,729
特別法上の準備金計	11,905	12,729
負債合計	1,658,491	1,946,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,751,856	3,751,856
資本剰余金		
資本準備金	320,490	320,490
その他資本剰余金	15,734	15,734
資本剰余金合計	336,225	336,225
利益剰余金		
利益準備金	102,575	122,531
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,037,084	2,980,808
利益剰余金合計	3,139,660	3,103,340
自己株式	113,656	113,656
株主資本合計	7,114,085	7,077,765
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49,950	325,762
評価・換算差額等合計	49,950	325,762
純資産合計	7,064,135	6,752,002
負債・純資産合計	8,722,627	8,698,487

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
受入手数料	1,106,263	1,217,256
委託手数料	587,608	702,945
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	334,755	394,011
その他の受入手数料	183,900	120,299
トレーディング損益	¹ 1,716,164	¹ 1,113,907
金融収益	² 76,290	² 90,119
営業収益計	2,898,717	2,421,283
金融費用	³ 17,450	³ 36,438
純営業収益	2,881,267	2,384,845
販売費・一般管理費	2,376,452	2,302,989
取引関係費	⁴ 256,361	⁴ 231,644
人件費	⁵ 1,368,493	⁵ 1,373,965
不動産関係費	⁶ 196,531	⁶ 180,638
事務費	⁷ 434,823	⁷ 395,588
減価償却費	24,911	25,762
租税公課	⁸ 48,424	⁸ 48,851
その他	⁹ 46,906	⁹ 46,538
営業利益	504,815	81,855
営業外収益		
受取配当金	6,278	71,808
投資有価証券売却益	36,768	71,761
その他	2,564	3,389
営業外収益計	45,611	146,959
営業外費用		
和解金	200	-
その他	1,662	518
営業外費用計	1,862	518
経常利益	548,564	228,296
特別利益		
取引参加者協会清算分配金	-	13,706
投資有価証券売却益	-	4,833
特別利益計	-	18,539
特別損失		
投資有価証券評価損	907	15,552
減損損失	-	11,377
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	824
事務所閉鎖費用	¹⁰ 10,800	-
特別損失計	11,708	27,754
税引前当期純利益	536,856	219,081
法人税、住民税及び事業税	90,051	55,217
法人税等調整額	40,803	625
法人税等合計	130,854	55,842
当期純利益	406,001	163,238

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	86,610	2,806,695	2,893,306
当期変動額							
剰余金の配当					15,964	175,612	159,647
当期純利益						406,001	406,001
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	15,964	230,389	246,353
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	102,575	3,037,084	3,139,660

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,633	6,867,754	1,786	1,786	6,869,540
当期変動額					
剰余金の配当		159,647			159,647
当期純利益		406,001			406,001
自己株式の取得	22	22			22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			51,736	51,736	51,736
当期変動額合計	22	246,331	51,736	51,736	194,595
当期末残高	113,656	7,114,085	49,950	49,950	7,064,135

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	102,575	3,037,084	3,139,660
当期変動額							
剰余金の配当					19,955	219,514	199,558
当期純利益						163,238	163,238
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	19,955	56,275	36,320
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	122,531	2,980,808	3,103,340

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,656	7,114,085	49,950	49,950	7,064,135
当期変動額					
剰余金の配当		199,558			199,558
当期純利益		163,238			163,238
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			275,812	275,812	275,812
当期変動額合計	-	36,320	275,812	275,812	312,132
当期末残高	113,656	7,077,765	325,762	325,762	6,752,002

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	536,856	219,081
減価償却費	24,911	25,762
減損損失	-	11,377
貸倒引当金の増減額（は減少）	75	74,147
金融商品取引責任準備金の増減額（は減少）	-	824
受取利息及び受取配当金	6,505	71,849
支払利息	117	17
投資有価証券売却損益（は益）	36,658	76,594
投資有価証券評価損益（は益）	907	15,552
取引参加者協会清算分配金	-	13,706
事務所閉鎖費用	10,800	-
預託金の増減額（は増加）	25,228	111,224
立替金の増減額（は増加）	4	72,541
預り金及び受入保証金の増減額（は減少）	84,617	293,431
トレーディング商品の増減額	70,362	70,362
約定見返勘定の増減額（は増加）	341,610	106,595
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	695,259	27,982
その他の資産の増減額（は増加）	67,496	75,725
その他の負債の増減額（は減少）	40,877	46,878
小計	1,464,094	317,437
利息及び配当金の受取額	6,505	71,849
利息の支払額	117	17
和解金の受取額	2,400	2,400
取引参加者協会清算分配金の受取額	-	13,706
事務所閉鎖に伴う支払額	3,634	-
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	120,669	99,659
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,348,578	305,716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	451,141	2,880,002
投資有価証券の売却による収入	428,734	2,094,904
有形固定資産の取得による支出	7,395	13,155
有形固定資産の売却による収入	-	2,380
従業員に対する長期貸付けによる支出	2,020	1,650
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	6,531	2,577
差入保証金の差入による支出	367	4,200
差入保証金の回収による収入	333	7,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,326	792,131
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	22	-
配当金の支払額	159,397	199,363
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,419	199,363
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,163,832	685,778
現金及び現金同等物の期首残高	3,204,412	4,368,244
現金及び現金同等物の期末残高	4,368,244	3,682,465

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法
トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。
2. トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法
 - (1) 関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～39年
器具備品	5年～10年

少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 引当金および準備金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込み額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
 - (3) 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に従い、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
振当処理の要件を充たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段...為替予約
ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務等
 - (3) ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資としております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

税抜き方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	175,645千円	182,792千円
器具備品	211,630	228,626
計	387,276	411,418

2 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
定期預金	100,000千円	100,000千円
銀行借入のための担保として差し入れており、担保資産に係る債務はありません。		

(注) 担保に供している資産には上記のほか、次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
信用取引借入金の担保		
保管有価証券	119,127千円	183,558千円
為替予約取引の担保		
定期預金	30,000	30,000

3 差し入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。(上記 2 に属するものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
信用取引貸証券	100,685千円	9,069千円
信用取引借入金の本担保証券	343,386	485,261
計	444,072	494,330

4 担保として差し入れを受けた有価証券および借り入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	1,761,540千円	1,702,802千円
信用取引借証券	82,089	1,346
受入保証金代用有価証券	1,663,654	1,247,115
計	3,507,283	2,951,264

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6社と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	2,750,000千円	2,750,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,750,000	2,750,000

6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株券等	620,851千円	559,173千円
債券等	1,095,312	554,733
計	1,716,164	1,113,907

2 金融収益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引収益	49,606千円	47,824千円
受取配当金	88	3,162
受取債券利子	922	3,836
受取利息	88	86
その他	25,583	35,210
計	76,290	90,119

3 金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引費用	7,208千円	9,193千円
支払利息	117	17
その他	10,124	27,227
計	17,450	36,438

4 取引関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払手数料	23,742千円	26,151千円
取引所・協会費	38,618	32,106
通信・運送費	118,781	114,014
旅費・交通費	29,532	10,178
広告宣伝費	18,571	25,646
交際費	27,115	23,547
計	256,361	231,644

5 人件費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	144,442千円	111,420千円
従業員給与	906,874	957,863
その他の報酬・給与	38,805	38,796
福利厚生費	157,073	160,529
賞与引当金繰入	77,200	61,950
退職給付費用	44,098	43,406
計	1,368,493	1,373,965

6 不動産関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
不動産費	128,895千円	118,287千円
器具・備品費	67,635	62,351
計	196,531	180,638

7 事務費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
事務委託費	400,515千円	359,569千円
事務用品費	34,308	36,018
計	434,823	395,588

8 租税公課の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
事業税	31,756千円	34,587千円
印紙税	318	293
その他	16,350	13,970
計	48,424	48,851

9 その他の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
光熱・給水費	13,019千円	11,355千円
自動車燃料費	5,209	4,866
その他	28,677	30,316
計	46,906	46,538

10 事務所閉鎖費用の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

大阪ディーリング室の閉鎖によるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	40,429		36,386	4,042
合計	40,429		36,386	4,042
自己株式				
普通株式 (注) 1. 3. 4.	517	0	465	51
合計	517	0	465	51

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の減少36,386千株は株式併合によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加および単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。
 4. 普通株式の自己株式の株式数の減少465千株は株式併合によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 取締役会	普通株式	159,647	4.00	2018年3月31日	2018年6月13日

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	199,558	50.00	2019年3月31日	2019年6月12日

(注) 1株当たり配当額50円には、設立75周年記念配当10円を含んでおります。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,042			4,042
合計	4,042			4,042
自己株式				
普通株式	51			51
合計	51			51

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会	普通株式	199,558	50.00	2019年3月31日	2019年6月12日

(注) 1株当たり配当額50円には、設立75周年記念配当10円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	119,735	30.00	2020年3月31日	2020年6月10日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
「現金・預金」勘定	4,498,244千円	3,812,465千円
預入期間が3か月を超える定期預金	130,000	130,000
現金及び現金同等物	4,368,244	3,682,465

(リース取引関係)
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内		3,231
1年超		3,770
合計		7,001

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人向けの対面営業による有価証券の売買等の媒介、取次または代理、募集・売出しの取扱いおよび株券トレーディング等の有価証券の売買等、金融商品取引業を中核とする投資金融サービス業を主な事業の内容としております。

これらの事業のうち、顧客の有価証券取引に係る預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。また、有価証券の売買の取次の一環として株式の信用取引を取り扱っており、信用取引貸付金は、自己資金のほか、株式相場の急激な変動等にも対処できるよう、証券金融会社からの借入れや銀行等他の金融機関からの短期借入れも併用しております。トレーディングについては、主に自己資金で行っております。

また、取引先株式の長期保有、関連団体への出資等を自己資金により行っております。

デリバティブ取引では、顧客の外国証券売買の取引により生じる外貨建資金決済のため、為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

当社の保有する金融資産のうち、信用取引貸付金は、現金あるいは有価証券を担保として徴求しており、原則として、それにより担保されますが、その後の株式相場の急激な変動の場合には、担保不足も発生するため、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

預金および預託金は、預け先に対する信用リスクに晒されております。

また、トレーディング商品および投資有価証券等は、株式や債券等であり、それぞれ売買目的、事業推進目的および純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

短期借入金、信用取引借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払い期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用取引に係る信用リスク管理については、社内の諸規程に基づき、日々個々の顧客の担保管理を行っております。なお、当社の信用取引残高の上限額については、半期ごとに取締役会で決定しております。

トレーディング商品に係る信用リスク管理については、同一銘柄にポジションが集中しないよう、リスク管理担当部署において常時モニタリングを行っているほか、取引所より注意喚起されている銘柄は取り扱わないなどにより管理しております。

投資有価証券に係る信用リスク管理については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

預金、顧客分別金信託に係る信用リスク管理については、国内の信用力の高い金融機関を中心に預け入れることを基本的な方針としております。

市場リスクの管理

1) トレーディング商品に係る市場リスク管理については、取締役会において運用の基本方針を定め、当社の財務状況および市場環境などの変化に応じて適宜これを見直しております。その運用方針に沿った社内規程に基づき、商品ごとにポジション枠を設けたうえで、損失限度額をロスカットルールにより定めております。リスク管理担当部署においては、このポジション、損益両面から市場リスクに対する日常的なモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社は、トレーディング商品および金融商品取引所に上場されている投資有価証券等について、自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算定しております。

2020年3月31日(当期の決算日)現在、当社の市場リスク相当額は177,722千円であります。

なお、2019年3月31日(前期の決算日)現在の当社の市場リスク相当額は115,121千円でありました。

流動性リスクの管理

財務部にて資金管理表を作成し、日々経営陣に報告を行っております。また、必要に応じて金融機関から流動的な資金が調達できる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	4,498,244	4,498,244	
(2) 預託金	736,689	736,689	
(3) 約定見返勘定	230,595	230,595	
(4) 信用取引資産	1,996,612	1,996,612	
信用取引貸付金	1,915,184	1,915,184	
信用取引借証券担保金	81,427	81,427	
(5) 商品有価証券等および 投資有価証券	497,786	497,786	
売買目的有価証券	70,362	70,362	
其他有価証券	427,424	427,424	
資産計	7,959,928	7,959,928	
(1) 信用取引負債	425,262	425,262	
信用取引借入金	341,326	341,326	
信用取引貸証券受入金	83,936	83,936	
(2) 預り金	757,019	757,019	
負債計	1,182,281	1,182,281	
デリバティブ取引（ 1、2 ） ヘッジ会計が適用されているもの	(429)	(429)	
デリバティブ取引計	(429)	(429)	

- (1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で示しております。
- (2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等（外貨建金銭債権債務等）と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等に含めて記載しております。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	3,812,465	3,812,465	
(2) 預託金	847,914	847,914	
(3) 約定見返勘定	124,000	124,000	
(4) 信用取引資産	2,105,984	2,105,984	
信用取引貸付金	2,104,546	2,104,546	
信用取引借証券担保金	1,438	1,438	
(5) 投資有価証券	998,128	998,128	
資産計	7,888,493	7,888,493	
(1) 信用取引負債	506,652	506,652	
信用取引借入金	497,545	497,545	
信用取引貸証券受入金	9,106	9,106	
(2) 預り金	1,013,587	1,013,587	
負債計	1,520,239	1,520,239	
デリバティブ取引（ 1、2 ） ヘッジ会計が適用されているもの	(2,615)	(2,615)	
デリバティブ取引計	(2,615)	(2,615)	

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、()で示しております。

(2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等（外貨建金銭債権債務等）と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定および(4) 信用取引資産
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 信用取引負債および(2) 預り金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式(1)	34,068	33,692
関連会社株式(1)	2,000	2,000
合計	36,068	35,692

(1) 非上場株式および関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,489,860			
預託金	736,689			
信用取引貸付金	1,915,184			
信用取引借証券担保金	81,427			
合計	7,223,161			

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	3,803,291			
預託金	847,914			
信用取引貸付金	2,104,546			
信用取引借証券担保金	1,438			
合計	6,757,190			

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超 (千円)
信用取引借入金	341,326				
合計	341,326				

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超 (千円)
信用取引借入金	497,545				
合計	497,545				

(有価証券関係)

1. 商品有価証券等(売買目的有価証券)

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	2,581	2,581

2. 子会社株式および関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は2,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は2,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	225,432	215,397	10,035
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	201,991	261,977	59,985
合計	427,424	477,374	49,950

(注)非上場株式(貸借対照表計上額34,068千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	8,957	6,677	2,280
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	989,170	1,317,213	328,043
合計	998,128	1,323,890	325,762

(注)非上場株式(貸借対照表計上額33,692千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	325,375	36,768	109

当事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,094,904	78,383	1,788

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券で市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難な株式について 907千円減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について 15,552千円減損処理を行っております。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難な株式の減損処理にあたっては、原則として、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合に、実質価額の回復可能性が裏付けられる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減損処理を行っております。また、その他有価証券で時価のある株式については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は帳簿価格を時価まで減損処理を行い、30～50%未満下落した場合は、当該期末日より前1年間の各日の時価が帳簿価格の100%未満であるものについて、当該金額の重要性及び回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されないもの

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されるもの

通貨関連

前事業年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	買建				
	米ドル		39,412		275
	売建				
	米ドル		84,264		446
	南アフリカランド		61,943		204
	カナダドル		19,325		53
	合計		204,946		429

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

当事業年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	買建				
	米ドル		213,971		631
	売建				
	米ドル		235,877		3,245
	南アフリカランド		471		0
	合計		450,321		2,615

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度および確定拠出型の特定退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
イ. 確定拠出年金への掛金支払額	28,773千円	27,750千円
ロ. 特定退職金共済への掛金支払額	15,115	15,656

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	23,515千円	18,956千円
減価償却費超過額	8,494	11,122
貸倒引当金	28,197	5,508
金融商品取引責任準備金	3,643	3,895
投資有価証券評価損	17,283	17,283
未払事業税	7,562	5,932
減損損失	7,116	7,116
その他	15,951	15,213
繰延税金資産 小計	111,764	85,029
評価性引当額	69,498	43,038
繰延税金資産 合計	42,266	41,991
繰延税金負債		
その他	113	463
繰延税金負債 合計	113	463
繰延税金資産の純額	42,152	41,527

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.46%	30.60%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.23	3.80
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.07	1.47
住民税均等割	1.32	2.61
評価性引当額の増減	10.34	12.08
その他	0.22	2.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.37	25.49

(持分法損益等)

損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

本邦の外部顧客への純営業収益が損益計算書の純営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの純営業収益のうち、損益計算書の純営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社および主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	エース証券株式会社	大阪市中央区	8,831,125	金融業	(被所有) 直接 43.6	有価証券の売買等	外国債券等の国内店頭取引	502,387	約定見返勘定(資産)	61,943

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	エース証券株式会社	大阪市中央区	8,831,125	金融業	(被所有) 直接 43.6	有価証券の売買等 役員の兼任	外国債券等の国内店頭取引	108,300	-	-

(注) 1. 取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国債券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	東海東京証券株式会社	名古屋市中村区	6,000,000	金融業	該当なし	有価証券の売買等	外国株券等の国内店頭取引	28,915,445	約定見返勘定(資産) (注)3	18,378

(注) 1. 取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国株券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。

3. 約定見返勘定の期末残高については、資産と負債を相殺して記載しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

エース証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,769.94円	1,691.73円
1株当たり当期純利益金額	101.72円	40.90円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額(千円)	406,001	163,238
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	406,001	163,238
期中平均株式数(千株)	3,991	3,991

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		投資有価証券	その他有価証券	ソフトバンク(株)
		日本たばこ産業(株)	39,000	77,844
		(株)ブリヂストン	23,000	76,429
		キヤノン(株)	32,000	75,488
		昭和電工(株)	33,000	73,821
		住友ゴム工業(株)	70,000	71,330
		日本カーボン(株)	22,000	70,730
		住友商事(株)	57,000	70,623
		日本電気硝子(株)	40,000	57,920
		ヤマハ発動機(株)	43,000	56,201
		THE BOEING COMPANY	3,300	53,561
		NVIDIA CORPORATION	1,700	48,768
		OKTA INC.	3,300	43,908
		TAIWAN SEMICONDUCTOR MFG ADR	8,000	41,607
		その他14銘柄	153,806	124,245
		計	594,106	1,031,820

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	227,606	4,688	11,546 (10,206)	220,748	182,792	8,485	37,956
器具備品	244,851	10,078	270 (270)	254,660	228,626	16,996	26,033
土地	13,464	-	-	13,464	-	-	13,464
有形固定資産計	485,922	14,767	11,816 (10,477)	488,873	411,418	25,481	77,454
無形固定資産							
電話加入権	666	-	-	666	-	-	666
ソフトウェア	178	-	-	178	178	59	-
無形固定資産計	844	-	-	844	178	59	666
長期前払費用	4,095	120	3,320	895	643	1,176	251
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債 信用取引借入金(1年以内)	341,326	497,545	0.60%	
合計	341,326	497,545		

(注)「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
(引当金)					
貸倒引当金	92,147		74,017	130	18,000
賞与引当金	77,200	61,950	77,200		61,950
(特別法上の準備金)					
金融商品取引責任準備金	11,905	1,186	362		12,729

(注)貸倒引当金の当期減少額のうち「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産および負債の内容】

2020年3月31日現在における主な資産・負債および収支の内容は次のとおりであります。

資産の部
現金・預金

区分	金額(千円)
現金	9,174
預金	
当座預金	3,638,044
普通預金	8,957
郵便貯金	24,673
定期預金	130,000
別段預金	1,616
小計	3,803,291
計	3,812,465

預託金

内訳	金額(千円)
顧客分別金信託	847,914
計	847,914

信用取引資産

内訳	金額(千円)
信用取引貸付金 (顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額)	2,104,546
信用取引借証券担保金 (貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金)	1,438
計	2,105,984

負債の部
信用取引負債

内訳	金額(千円)
信用取引借入金 (証券金融会社からの貸借取引に係る借入金)	497,545
信用取引貸証券受入金 (顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額)	9,106
計	506,652

預り金

内訳	金額(千円)
顧客からの預り金	703,974
代行事務預り金	289,551
その他の預り金	20,060
計	1,013,587

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(千円)	618,679	1,225,660	1,890,344	2,421,283
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	61,777	113,678	271,462	219,081
四半期(当期)純利益金額(千円)	40,878	75,241	182,647	163,238
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	10.24	18.85	45.76	40.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	10.24	8.61	26.91	4.86

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料 実費負担(送金手数料等)
公告掲載方法	電子公告とし、当社のホームページに掲載する。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 アドレス https://www.maruhachi-sec.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有の株主 (2) 優待内容 保有株式数ならびに保有期間によりQ U Oカードを贈呈 3年未満保有 100株以上200株未満保有 1,000円分 200株以上保有 2,000円分 3年以上保有 100株以上200株未満保有 2,000円分 200株以上保有 3,000円分 *「3年以上保有」とは、3月末日および9月末日の株主名簿に同一株主番号で連続7回以上記載の株主様が対象となります。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度	自 2018年4月1日	2019年6月27日
(第77期)	至 2019年3月31日	東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2019年6月27日
東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書および確認書

(第78期第1四半期)	自 2019年4月1日	2019年8月13日
	至 2019年6月30日	東海財務局長に提出

(第78期第2四半期)	自 2019年7月1日	2019年11月13日
	至 2019年9月30日	東海財務局長に提出

(第78期第3四半期)	自 2019年10月1日	2020年2月13日
	至 2019年12月31日	東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの
(株主総会における議決権行使の結果)

2019年6月28日
東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

丸八証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八証券株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸八証券株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、丸八証券株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。